

## 宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 令和 元年 1 2 月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 令和 元年 1 2 月 9 日
3. 開会の日 令和 元年 1 2 月 1 6 日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭 子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 7名 蛭 子 一 委員・大 坂 秀 美 委員  
稲 田 直 樹 委員・宮 本 政 文 委員  
石 川 浩 委員・吉 井 繁 信 委員  
池 田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 谷 川 英 昭 委員
9. 通知した会議の目的たる事項  
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書（町農業委員会許可分） 2 件  
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~  
宮 本 隆 史 高 徳 真 弓  
和 田 雅 也 和 田 省 三  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書（県知事許可分） 3 件  
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~  
金 井 政 雄 社会福祉法人あけぼの福祉会  
二 見 善 博 (代)山 地 章 靖  
二 見 善 博 (有)多田羅建築事務所  
(代)ブロックスホーム貴子  
(有)多田羅建築事務所  
(代)ブロックスホーム貴子  
議案第 2 号 その他
10. 開 会 午後 1 6 時 0 0 分
11. 閉 会 午後 1 7 時 0 3 分

午後4時00分 開会

○蛭子会長 皆さんこんにちは。改めましてどうもありがとうございます。

本日の農業委員会定例会はこういう時間帯になっておりますけども、後のものも考えまして、こういう時間で御了承いただきたいと思えます。

それでは、ただいまより開催いたします。

まず最初に御報告事項ですが、欠席者は谷川委員さん、それから議事録署名人には稲田さんと宮本さん、よろしく願いいたします。

それでは、早速始めてまいります。

まず、第1号議案、事務局のほうで御説明願います。

○事務局 先に第1号議案に入る前に御報告なんですけど、所用で事務局長のほうで本日は欠席という、晩には向こうには来るようになっておりますんで、所用であるということをお報告させていただきます。

それでは、第1号議案から行かせていただきます。

農業委員会受け付け、令和元年11月26日、所在地、大字東分字本村西●●●●番及び●●●●番●、地目が台帳、現況ともに田でございます。それから、面積のほうで515平米と469平米、譲り渡し人のほうが宇多津町大字東分●●●●番地●、●●●●様、譲り受け人のほうが宇多津町大字東分●●●●番地●、●●●●さんで、所有権の移転ということで、図面のほうは位置図が3ページ、詳細図が4ページになります。ちょうど●●●●さんの裏側きになろうと思うんですけども、そちらのほうになります。一応、売買による所有権移転だそうです。

○蛭子会長 3条やな。

○事務局 はい。

○蛭子会長 それでは、地元のほう、御意見。

○宮本委員 譲り受け人、譲り渡し人とに、電話なんですけど確認いたしました。これに関しては記憶が乏しいんですが、ことしの何月ぐらいだったか立ち会いをやって、お互いの境界というのは確認をとって、水利の人も確認をとりました。これは別件なんですけど、●●さんの家の付近の水路関係のときにやりまして、それで●●さんのところと家の境界の立ち会いもやりました。本人同士がお互いに譲り渡したり譲り受けたりして、非常に便利がいいねということで円満な譲渡が行われたというふう聞いております。水利のほうも問題ないという話で伺ってますんで、以上、地元の説明ということで。

○蛭子会長 ありがとうございます。

それでは、他の委員さん、何か御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、今宮本さんから御報告があったように円満にいとるということで、許可相当ということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案の2番、お願いします。

○事務局 農業委員会受け付け、令和元年11月28日、所在地、字新開●●●●番地●●、地目が田、現況も田ということで443平米、譲り渡し人のほうが丸亀市山北町●●●●番地●●、●●●●様、譲り受け人のほうが宇多津町●●●●番地、●●●●様で、これも所有権移転ということで、図面のほうが位置図が5ページ、それから詳細図が6ページになります。

○蛭子会長 これは新開、地元はきょうは欠席か。

○事務局 うん。

○蛭子会長 何か御報告は聞いてないか。

○事務局 聞いてないです。一応、谷川さんのほうからは問題なしということではお伺いしております。

この後ろに残ったやつに関しては、ぶっちゃけの話、3年後ぐらいに息子さんが家を建てるということで、同時進行にするといいよったんが同時進行でなくなりましたんで、前側きにつけないといけないということで、県道に接さないかんので、そちらだけ先に農地という形で●●さんが買われると。後ろ側きに関しては、まだ和田雅也さんのほうがお持ちで、3年後ぐらいに●●さんの息子さんがこっちへ帰ってくるんで、そこで事務所とか家を建てたいと。行く行くは、●●さんが今回買われるところに関しても地上げを最終的にはするような感じでお聞きしとる。これは予測ですけども、一応そういう感じで聞いております。

以上です。

○蛭子会長 これは一緒に地上げするんやったら、あれやろ。

○事務局 一緒にはしない。後ろはしない。地上げは、これはしないんで。

○蛭子会長 ここはせんのやな。ここは。

○事務局 いやいや、この田んぼのまま。田んぼのまま、そのままこれだけの分だけ。

○蛭子会長 この3条やな。

○事務局 最終的には、本当は……。

○蛭子会長 あれは親戚か何か。

○事務局 はい、そうです。ほんで、稲作自体も●●さん自身がつくられよる。●●●●●さんがつくられよんで、登記簿上に関しては分筆をされておるんで実際はそこに、細かい話ですけども詳細はあれなんですけれども、ちょっと見ていただいたら。今、私は全部塗っておるんですけど、ここの道路部分をのけて、ここの部分だけ●●さんが買われると。こっちはそのままにすると。ほんだきん……。

○蛭子会長 ここは何や。ここは。

○事務局 ここは農道、これも。

○蛭子会長 三角地。

○事務局 三角地はこれは別の人、こっちの人が持つとる。●●さん。ここに農道がおる、水路がおるんで、それは用途廃止をかけて取り込むという形になります。ほんだきん、現状はあれなんで、ちょっと合わせてみたらこういう形で、私は全面かぶつとるけど、こういう形で通路をとって、これだけは。ここは●●さん。こういう形で田んぼを分筆しておるんですけど、実際は一発で使うという話です。

○蛭子会長 最終的には。

○事務局 はい。

○蛭子会長 役場の課長やろ。

○事務局 うん。

○蛭子会長 この●●●●●さんは定年した。

○事務局 うん。

○蛭子会長 議長もあるんじゃ、●●●●●というたらね。議長も●●●●。

○事務局 字が違う。字が違う。

○蛭子会長 ああ、ほうか。これは役場におった分か。

○事務局 うん。

○蛭子会長 議長とは違うんの。役場でおった。

○事務局 そこのちょうど●●●●●のところの角、入り口のところ、ちょうど信号のところら辺にあるんで。今、県とは協議しよるらしいんで、出入りの関係もあるんで。

○宮本委員 ●●さんと●●さんは親戚か。

○事務局 ●●●●さんと●●●●さんは親戚です。御本人さんは、ここは田んぼはしてないので。

○蛭子会長 ●●●●さんがしていないということ。

○事務局 うん、そうです。●●●●さんがずっとつくっじょるんで。

○蛭子会長 それでは、地元はおりませんけども、先ほど金井さん、事務局のほうから御報告がありましたように、谷川さんからは異議はありませんというような話の報告を受けるといってございます。御意見がございましたら何か。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、許可相当ということでしたと思います。ありがとうございます。

○蛭子会長 それでは、議案第2号、お願いいたします。

○事務局 議案第2号でございます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、これは香川県の部分になります。

農業委員会受け付け、令和元年12月5日、所在地でございすけども、字中村●●●番地●、地目、台帳、現況ともに田ということで面積が657平米、譲り渡し人のほうが高松市国分寺町新居●●●●番地●、●●●●様でございす。譲り受け人のほうが宇多津町●●●●番地●、●●●●●●●●●●、代表●●●●さんでございす。場所については、7ページが位置図、8ページが詳細図になります。ちょうど、このあけぼのというのは●●●●●●●●●●という保育園になります。一応、今の建物の南側になります。併用地のほうが合わせて3,472.56平米、今の建物とか駐車場関係が併用地として使われると。内容としましては、今回運動場の増設と、それから今駐車場が少ないので、その部分に職員用の駐車場をつくるということで申請が出ております。

○蛭子会長 それでは、地元。

○大坂委員 先日立会いたしまして、一部農道部分のところを舗装したところもありましたが、それについては●●●●さん宅のほうに農道をつけるというふうなことで、一応了解いたしました。

以上です。

○蛭子会長 それでは、その他、ほかでございせんか。ほかの人。

○事務局 今の話でいきますと、ちょうど今でいうところのスペース・ロドフというところに線が入ったんですけども、実際のところはこの緑の線の中に農道がここにおるということとございせん。その農道は用途廃止をかけて、今そのまま香川さんのほうへ南に下がって、●●●●さんの北側に農道をつけて、これは南から北へ行つとる農道が通つてまであるので、それに接続していつて、農道機能を回復するということになっております。一部、階段がこのときはここにはあつたんですけども、それはこの地上げをすることによつてそこからの出入りで、●●●●●のさんがその階段を使うということとお話を伺つております。

以上です。

○蛭子会長 御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、地元のほうも立ち会いを済ませて了解しとるということで、これにつきましても議案どおりということで処理したいと思ひます。

それでは続きまして、議案第2号の2番。2番、3番はこれ多分ダブる。

○事務局 多少図面をダブらせておるんですけど、詳細図に関してはちょっと分けております。50メートルか100メートルぐらい離れておりますので、位置図に関しては一発でしておりますけれども、あとに関しては詳細図は分かれております。一応、御説明だけさせていただきます。

農業委員会受け付けが令和元年12月5日、所在地が岩屋●●●●番●、●●●●番●、地目、台帳、現況ともに田ということで、面積が32平米と1,666平米、譲り渡し人のほうが宇多津町●●●●番地、●●●●様で、譲り受け人のほうが有限会社●●●●●事務所、代表●●●●様でございせん。

内容的には多少似ておりますので、そのまま3番のほうにも行かせていただきます。3番のほう、同じく農業委員会受け付けが同日でございせん。所在地も宇岩屋でございまして、番地が●●●●番●ということで、地目、台帳、現況ともに田ということで、面積が534平米、譲り渡し人、譲り受け人も同じ方になります。両方とも所有権移転ということで、位置図が9ページ、2-2と2-3ということで、それから10ページが2-2のところとございせん。11ページが2-3のところになります。

一応宅地分譲ということで、2-2に関しましては7区画の宅地分譲という形になりま

す。それから、2-3に関しては1筆の1区画の宅地分譲という形になります。両方とも併用地の使用はございません。そうですね。内容的には以上でございます。

○蛭子会長 これも、谷川さんのほうから何か受けておるんな。

○事務局 こっちは受けてない。

○蛭子会長 受けてないん。

○事務局 はい。これは、基本的には前面というか、こっちは水路か。2番に関しては道路側溝に流し込むような形になります。それから、もう一つのほうの2-3のほうに関しては、また下水のほうの雨水管が全面に入っておりますので、そちらのほうへ取りつけをして、雨水管で流すような形になります。

さっきも言うんを忘れたんですけど、隣接同意もいただいておりますし、水利のほうもオーケーです。

○蛭子会長 水利も判があるん。

○事務局 はい、あります。

○蛭子会長 地元意見はきょうはちょっとわかりませんが、書類上は整っておるということでございます。御意見がございましたら。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら、そういうことで議案どおりで。それはそういうことで。

○事務局 ありがとうございます。

○蛭子会長 それでは、その他で、金井さん。

○事務局 ないです。

○蛭子会長 それでは、お疲れさまでございました。終わります。

午後5時03分 閉会